

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 岐阜県美術館では、令和8年9月から12月にかけて特別展「フランス近代絵画の祝宴」（以下、「同展」という。）を開催する。同展は、高齢者から子育て世代、幼児まで幅広い県民に訴求し、初めて美術館を訪れる層を考慮した、フランス近代絵画の巨匠たちを一堂に鑑賞できる特別展として、当館での開催を決定した。 開催のためには作品を所有するコレクターとの借用交渉のほか、集荷返却、輸送展示、広報のための出品作品画像使用に係る各種権利許諾手続き、会場造作等、多くの業務を行う必要がある。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 同展は、公益財団法人日動美術財団が企画し全国巡回させている巡回展を利用し、当館用に特別に仕立て直したものである。 借用する作品は同財団が収蔵するものであり、貸出、展示輸送等の出品作品取扱いにかかる業務は同財団が一括管理しているため、他の者が行うことはできない。 以上のことから、開催協定書を結ぶことができるのは公益財団法人日動美術財団の他にない。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。